

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

佐賀県人事委員会規則第6号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年佐賀県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
行政職給料表級別基準職務表				行政職給料表級別基準職務表			
職務の級	部局		職務	職務の級	部局		職務
略	略		略	略	略		略
4級	略		副課長の職務 <u>副室長の職務</u> 主幹の職務 略	4級	略		副課長の職務 主幹の職務 略
	議会	事務局			議会	事務局	
	略				略		
5級	略		困難な業務を処理する副課長の職務 <u>困難な業務を処理する副室長の職務</u> 特に困難な業務を処理する主幹の職務	5級	略		困難な業務を処理する副課長の職務 特に困難な業務を処理する主幹の職務
	議会	事務局			議会	事務局	
	略				略		
6級	略		課長の職務	6級	略		課長の職務
	議会	事務局			議会	事務局	

改正前				改正後			
			室長の職務 参事の職務				参事の職務
	略				略		
7 級	略			7 級	略		
	議会	事務局	困難な業務を所掌する課長の職務 困難な業務を所掌する室長の職務 特に困難な業務を処理する参事の職務		議会	事務局	困難な業務を所掌する課長の職務 特に困難な業務を処理する参事の職務
	略				略		
略				略			

備考 略

別表第 2 (第 3 条関係)

公安職給料表級別基準職務表

職務の級	部局		職務
略			
7 級	警 察 本部	警察本部	略 所長の職務 場長の職務 上席監察官の職務 監察官の職務 広報相談統括官の職務 人事企画官の職務 留置管理官の職務

備考 略

別表第 2 (第 3 条関係)

公安職給料表級別基準職務表

職務の級	部局		職務
略			
7 級	警 察 本部	警察本部	略 所長の職務 センター長の職務 場長の職務

改正前				改正後			
			<u>会計指導官の職務</u> <u>生活安全捜査指導官の職務</u> <u>少年事件指導官の職務</u> <u>生活環境指導官の職務</u> <u>刑事指導官の職務</u> <u>広域捜査官の職務</u> <u>性犯罪捜査指導官の職務</u> <u>知能犯捜査指導官の職務</u> <u>組織犯罪対策官の職務</u> <u>交通事故事件捜査統括官の職務</u> <u>交通聴聞官の職務</u> <u>警備指導官の職務</u> <u>警備対策官の職務</u>				
		略				略	
略				略			

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。